

岡山県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に関する Q&A  
(第1版)

【Q1】 妊孕性温存療法を受けたが、胚凍結等が正常に行われなかった場合でも対象となるのか。

【A1】 やむを得ない理由により、正常に行えなかった場合は対象となります。

【Q2】 体調不良などにより、妊孕性温存療法を中止した場合は助成対象となるのか。

【A2】 妊孕性温存療法実施の意思決定が行われ、排卵誘発剤等の投与が行われた後に、患者の体調不良等の理由でその後の妊孕性温存療法を中止した場合は、助成の対象となります。

【Q3】 いつまでに申請する必要があるか。

【A3】 妊孕性温存療法や温存後生殖補助医療の費用を支払った日の属する年度内に申請を行ってください。

【Q4】 同じ年度内に複数回実施した治療の申請を一括して行うことは可能か。

【A4】 可能です。

【Q5】 上限回数は2回だが、異なる治療を受けた場合（胚（受精卵）凍結と未受精卵凍結）の上限回数はどうなるか。

【A5】 異なる治療を受けた場合でも、合計で2回までが助成の対象です。

【Q6】 1回の採卵で一部を胚（受精卵）凍結、一部を受精させず未受精卵凍結した場合には、治療を2回行ったものとして申請するのか。

【A6】 同じ採卵周期に行った治療を1回と定義します。また、異なる治療を受けた場合であっても、その治療が一連のものであるときは1回の治療と考えます。助成上限額については、より高い治療分の助成を行います。

Q6の場合、同じ採卵周期に行った一連の治療であるため、「妊孕性温存療法を1回実施した」とみなします。上限額は、胚（受精卵凍結）の35万円/回です。

【Q7】 凍結した胚等の保管に係る費用は助成対象となるか。

【A7】 妊孕性温存療法を実施した際に必要な凍結保存に係る初回分の経費は対象ですが、初回以降の凍結保存の維持に係る経費は助成対象外です。

【Q8】 妊孕性温存療法の申請書（様式第1-1号）で「妊孕性温存療法を受けた者との関係」を記入する欄があるが、本人の婚約者が記入する場合、「婚約者」と記入すればよいか。

【A8】 御本人以外の方が勝手に申請しないよう、原則として御本人が記入してください。「妊孕性温存療法を受けた者との関係」を記入する欄は、御本人が未成年の場合に続柄を記入してください。

ただし、治療等により書類記入が不可能な場合には、御本人からの委任を受けてその家族等が記入することができます。

【Q9】 精子凍結について、精子凍結前の検査（精液検査）は助成の対象となるのか。

【A9】 精子凍結前の精液検査は一般的に行われるものなので、精子凍結を前提として行われるのであれば一連のものとして助成対象となります。

【Q10】 住民票が他県にあるが、実態としては岡山県在住である場合、岡山県での申請が認められるか。

【A10】 岡山県内に住民票がない限り、岡山県での申請を受理できません。  
なお、申請時には、原則として1ヶ月以内に取得した住民票を添付してください。

その他不明な点は、岡山県医療推進課疾病対策推進班（086-226-7321）までお問い合わせください。